

がけや擁壁を含む
土地所有者の方へ



がけ・擁壁改修工事費の

助成制度をはじめました。

自然のがけ地や古くて傷んだ擁壁に対して安全化への最大の効果を発揮する、擁壁改修工事費の一部を助成することで、災害に強いまちづくりを目指します。

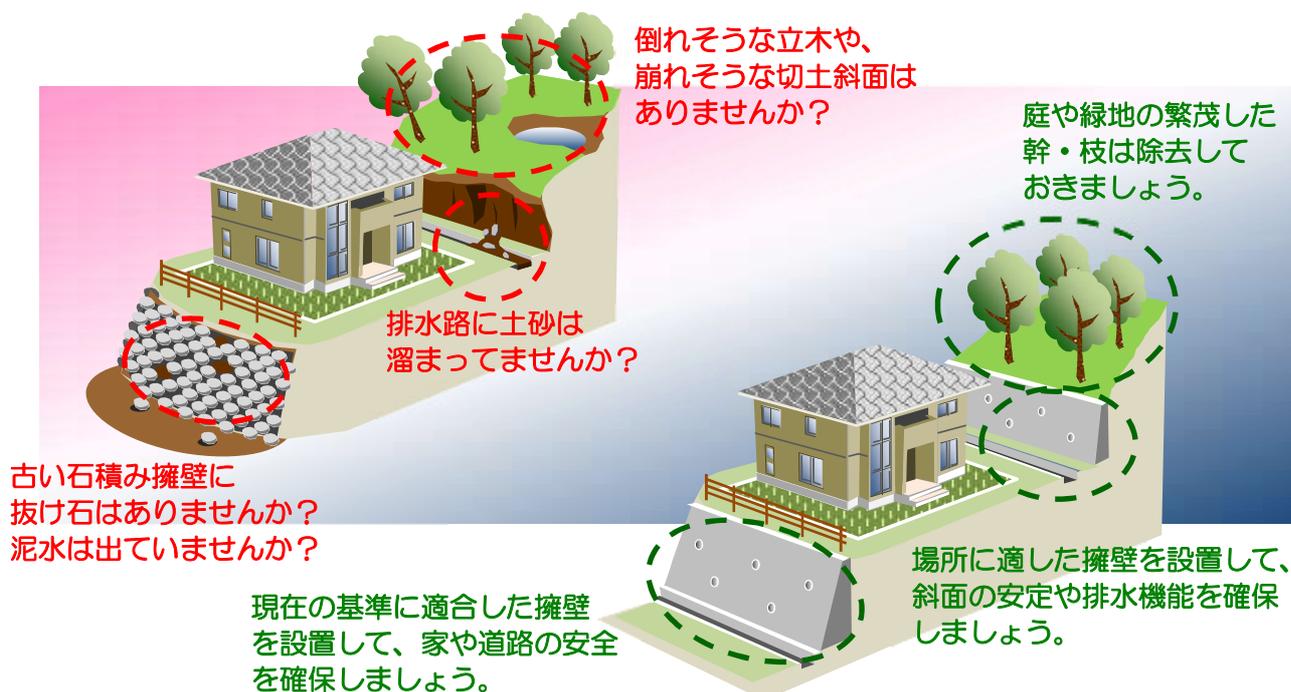
がけ・擁壁の危険性と安全化対策の必要性

- 近年の気象変動による大型台風やゲリラ豪雨が原因で、土砂災害の危険性が高まっています。
- 大規模地震でがけや擁壁が崩れると、周囲の人や家への被害に加えて、道路がふさがれて避難活動や消火活動を遅らせてしまうことがあります。



こんな状態になっていませんか！？

— 土地所有者は、がけ・擁壁の安全確保に取り組みましょう。 —





【助成の対象となる方】

- がけ・擁壁ようへきの所有者で個人の方（共有の場合は、全員の同意が必要です）
 - マンション管理の適正化推進に関する法律（平成 12 年法律第 149 号）第 2 条第 3 号に規定する管理組合
 - 中小企業基本法（昭和 38 年法律第 154 号）第 2 条に規定する中小企業者（助成金の交付により開発等を行い、その譲渡又は貸付を目的とする宅地建物取引業者、不動産業者、開発業者等の方は除きます）
 - 住民税を滞納していない方
- ※助成金交付の対象となるがけ・擁壁ようへきで、東京都が公表している<急傾斜地崩壊危険箇所きゅうけいしゃちほうかいきけんかしよ>の場合は、上記以外の方も対象となる場合があります

【対象となるがけ・擁壁ようへき】

- 東京都が指定した急傾斜地崩壊危険箇所きゅうけいしゃちほうかいきけんかしよ
- 区内の道路・公共施設に面する自然斜面、大谷石造等擁壁ようへき（高さが 2 メートルを超え、角度 30 度以上）

【助成の目安と金額】

- 区内の急傾斜地崩壊危険箇所きゅうけいしゃちほうかいきけんかしよの擁壁改修工事
工事費の 1/3（上限500万円）
- 道路・公共施設に面する自然斜面、大谷石造等擁壁ようへき改修工事
工事費の 1/3（上限200万円）

※擁壁の新築工事、築造替え工事については、建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）、宅地造成等規制法（昭和 36 年法律第 191 号）、都市計画法（開発許可）（昭和 43 年法律第 100 号）、東京都建築安全条例の定める基準に適合した工事が助成対象となります

助成金交付までの流れ

①区との事前協議

※助成対象となる工事が事前に協議を行います。

②交付申請書の提出

※助成対象となった工事は必要書類を添えて申請書を提出します。

③申込者への通知

※申請の内容を審査し、助成決定した場合、申請者に通知します。

⑥助成金の交付

※助成は同一箇所について一回を限度とします。

⑤助成金交付申請

※助成予定者は、助成の申請書を区へ提出します。

④工事の検査

※区で指定した工程に達した場合、中間検査を実施します。工事完了時には完了検査を実施します。

助成決定



問い合わせ先

品川区 都市環境部 建築課 審査担当(構造)

〒140-8715 品川区広町 2-1-36 本庁舎 6 階

電話:03-5742-6774 FAX:03-5742-6898